

令和4年6月7日

保護者様

双葉こども園 園長

## 保育施設等における避難情報発令時の対応について（お知らせ）

近年、全国的にも大規模な自然災害が多発している状況であり、台風や大雨等で人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合には、お子様の安全を最優先に考え、保育施設等の運営を行う必要があります。

このようなことから、本園では佐世保市が避難情報を発令した場合、市が策定している「佐世保市内の保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン」に基づき、以下のとおり対応することとしています。

つきましては、警戒レベルに応じて、本園から保護者様に対し登園自粛や、臨時休園をお願いすることとなりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

「佐世保市内の保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン」から抜粋  
＜佐世保市からの避難情報発令時の対応基準＞

① 警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合

発令された区域内にある保育施設等については登園自粛及び臨時休園の検討を行う。

② 警戒レベル4「避難指示」又は警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された場合

発令された区域内にある保育施設等については臨時休園とする。

○参考：警戒レベルに応じた避難情報等

警戒レベル	避難情報等	状況
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫
4	避難指示	災害のおそれが高い
3	高齢者等避難	災害のおそれあり
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	気象状況悪化
1	早期注意情報（気象庁）	今後気象状況悪化のおそれあり

※佐世保市から避難情報が発令又は解除等された場合であっても、災害の規模や様態、停電等を含む当施設の被害状況（予見される場合を含む）、や周辺状況、職員の参集状況等により、上記①、②と異なる対応となる場合があります。

※なお、「避難情報発令」に伴う対応にあたり保育料の減免はありません